

4 廃棄物管理責任者の職務 (条例第9条第3項)

- ①廃棄物の実態把握 — 当該年だけではなく、前年の廃棄量と再生量実態を把握するようにしてください。
- ②減量・資源化のための具体的計画の立案 — 少しでも前年実績量を上回るような計画を立ててください。
- ③目標値の設定 — 具体的な数字を設定してください。
- ④社員・テナントの啓発 — 設定数値の教示と、それに向けた具体的な取り組みを全員に示してください。
- ⑤計画の実行 — 計画を実行に移せる環境を整備してください。
- ⑥進行状況のチェック — 常に進捗状況をチェックしてください。

5 占有者(テナント)の義務 (条例第9条第5項)

占有者(テナント)は、当該建築物から発生する事業系廃棄物の減量推進及び適正処理について、当該建築物の所有者や管理者に協力しなければなりません。

6 立入検査の実施 (条例第36条)

大阪市では、事業系廃棄物の減量・資源化が効果的に実践されているかどうかについて、当該建築物に対し立入検査を行い、必要な指導や助言を行います。

立入検査は次の要領で行います。

- ①計画実施状況の確認等に関し、必要に応じ各建築物に対し、立入検査を行います。
- ②条例に規定された「立入検査職員証」を携帯した本市職員が行います。
- ③廃棄物管理責任者は、あらかじめ計画実施状況や改善状況の点検等を行うとともに必要書類を揃えておいてください。
- ④立入検査を行った建物には、「立入検査結果通知書」を交付します。
- ⑤「立入検査結果通知書」は、内容確認のうえ署名捺印してください。



7 特定建築物の取組実績

区分	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度
指導対象件数	1,588	1,593	1,640	1,662
発生量	309,547	306,348	313,545	331,419
資源化量	67,834	77,380	83,743	106,160
資源化率	21.9%	25.3%	26.7%	32.0%

平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
1,701	1,752	2,094	2,137	2,173
330,215	359,153	394,775	390,420	395,440
109,417	132,873	156,345	156,174	156,767
33.1%	37.0%	39.6%	40.0%	39.6%

平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
2,198	2,344	2,358	2,395	2,436
387,060	397,535	407,517	404,317	399,995
148,738	157,837	160,312	163,174	162,325
38.4%	39.7%	39.3%	40.4%	40.6%

平成19年度	平成20年度
3,724	4,204
422,011	436,167
175,710	185,356
41.6%	42.5%

※数量は「廃棄物の減量推進及び適正処理に関する計画書」の集計による。

※発生量及び資源化量の単位は(t)。

※平成21年4月1日現在の指導対象件数は4,259件。

